平成２９年（フ）第２５号
兵庫県南あわじ市津井1607番地３
債務者　川尻　照子
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６号
兵庫県南あわじ市津井1607番地３
債務者　川尻　和彦
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
山口県下関市梶栗町４丁目５番９号
債務者　豊田キミヱ（旧姓長尾）
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
佐賀県唐津市和多田西山10番28号
債務者　福島　亮太
１　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４３７号
熊本県宇城市不知火町松合1849番地
債務者　宮崎　洋子
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３４号
沖縄県浦添市牧港２丁目46番８－403号
ヴィラマチナトⅡ
債務者　渡久地華連
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３３５号
沖縄県浦添市牧港２丁目46番８－403号
ヴィラマチナトⅡ
債務者　渡久地正子
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３５３号
沖縄県糸満市西崎２丁目５番９－213号　県営西崎団地
債務者　渡慶次　勉
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０６号
新潟県柏崎市米山台２丁目14番６号
債務者　磯脇　博文
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１７３４号
名古屋市中川区十番町５丁目６番地の１　Ｐｒｉｍａ502号
債務者　村田　大輔
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５０号
神奈川県平塚市中原２丁目２番35号　パステルハウス201号
債務者　谷池　達也
１　決定年月日時　平成29年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２８号
神奈川県南足柄市岩原699　介護老人保健施設にじの丘足柄、住民票上の住所神奈川県小田原市国府津2364番地　県営国府津アパート９－204
債務者　田村トミヱ
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６５５号
神奈川県厚木市戸田2323番地２　ハイツ相模101
債務者　佐藤菜々美（旧姓藤澤）
１　決定年月日時　平成29年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６６６号
神奈川県平塚市東八幡３丁目12番９号　イースト湘南２Ｂ
債務者　渡邉　達也
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８９９７号
東京都葛飾区立石３丁目11－15　アークヒルズＡ棟201
債務者　鈴木　　翔
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０３０号
東京都大田区矢口２丁目17－15－102
債務者　木村　　瞳
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部